令和三年三月

駒ヶ根市立地適正化計画　誘導区域図

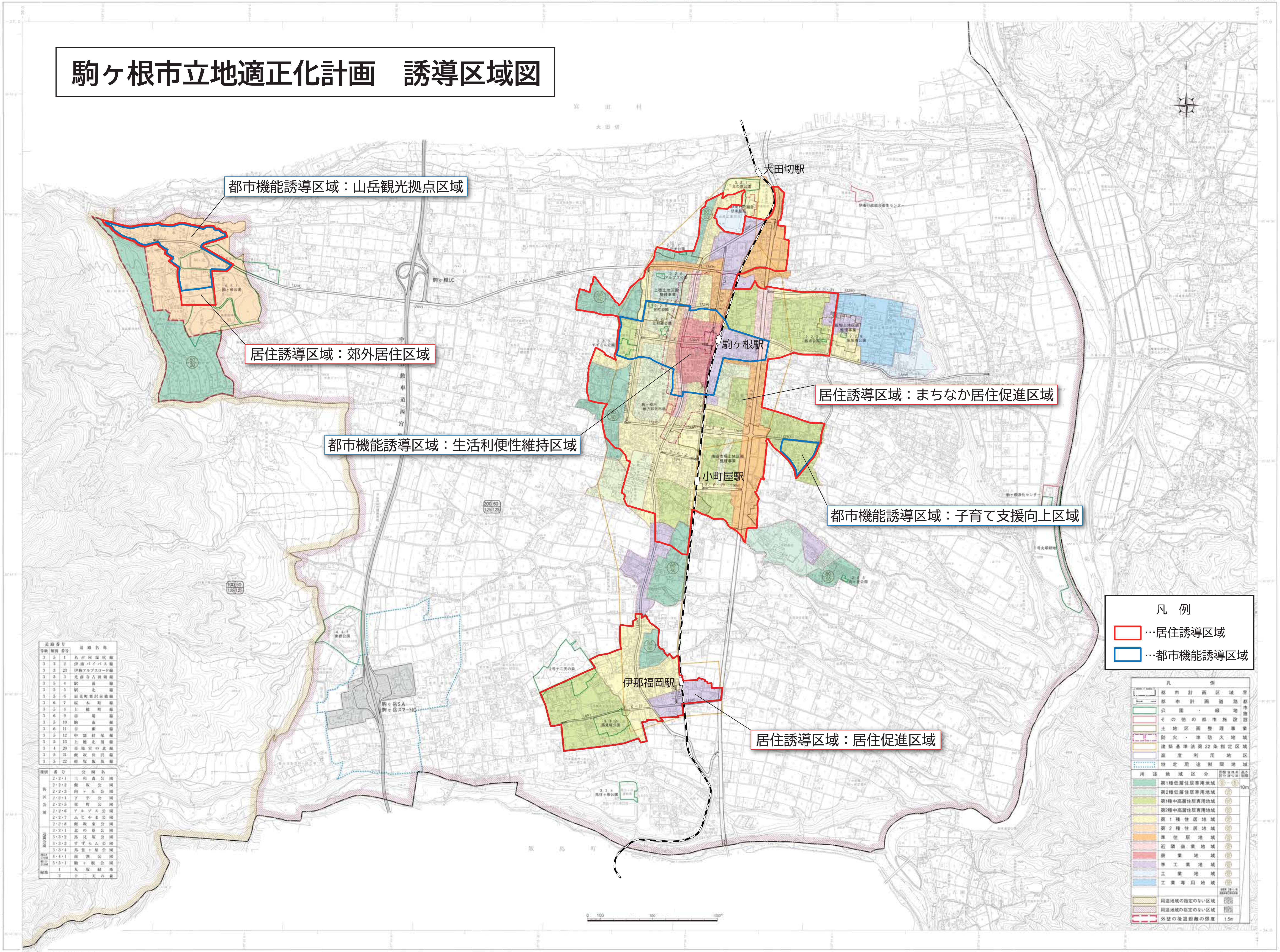
都市機能誘導区域：山岳観光拠点区域
居住誘導区域：郊外居住区域
大田切駅
駒ヶ根駅
居住誘導区域：まちなか居住促進区域
都市機能誘導区域：生活利便性維持区域
小町屋駅
都市機能誘導区域：子育て支援向上区域
伊那福岡駅
居住誘導区域：居住促進区域
駒ヶ根IC
駒ヶ岳S.A.
駒ヶ岳スマートIC
宮田村
飯島町
凡　例
…居住誘導区域
…都市機能誘導区域
凡　例
都市計画区域界
都市計画道路
公園・緑地
その他の都市施設
都市施設
土地区画整理事業
防火・準防火地域
建築基準法第22条指定区域
高度利用地区
特定用途制限地域
用途地域区分
第1種低層住居専用地域
10m
第2種低層住居専用地域
第1種中高層住居専用地域
第2種中高層住居専用地域
第1種住居地域
第2種住居地域
準住居地域
近隣商業地域
商業地域
準工業地域
工業地域
工業専用地域
用途地域の指定のない区域
用途地域の指定のない区域
外壁の後退距離の限度
1.5m
0
100
500
1000m

駒ヶ根市